

平成21年度(2009年度) 実業団GUIDE



実車連公式ホームページアドレス <http://www.jbcf-net.org/>

事務局へのお問い合わせ E メールアドレス info@jbcf-net.org

全日本実業団自転車競技連盟
Japan Businessman Cycling Federation

平成21年度(2009年度)実業団GUIDE

【 目 次 】

	ページ
1、 継続・新規登録方法、および登録費用について	
・ 登録条件	----- 2
・ 登録期間	----- 2
・ 登録支部区分と出場範囲	----- 2
・ 継続登録および新規登録のながれ	----- 3
・ 競技者のチーム移籍とポイントの移動	----- 4
・ チームジャージの登録申請	----- 4
・ 各実車連大会の表彰について	----- 4
・ 年間チーム登録と選手登録費用	----- 5
2、 2009 年度カテゴリーについて	
・ カテゴリー区分、および昇格・降格基準（ロード種目対象）	----- 5
・ 特別昇格について	----- 5
3、 ランキングポイント	
・ 個人総合ランキングポイントの設定	----- 6
・ CycleRoadRaceTour2009 の設定	----- 7
・ Jグランプリ（実業団チームグランプリ）2009 の設定	----- 8
・ Jフェミニン（女子サイクルロードレースジャパンツアー）2009 の設定	----- 8
・ Jグランプリ・Jフェミニン個人ポイント表（共通）	----- 8
・ 他大会への実車連チーム出場推薦	----- 9
4、 ペナルティー（罰則）金の支払い、抗議申し出について	
・ JCF ライセンス忘れおよび出走サイン忘れの場合	----- 9
・ レースでの抗議申し出方法の統一について	----- 9
5、 大会参加料	----- 9
6、 全日本実業団自転車競技連盟著作権取扱規則	-----10
7、 2009 年度実業団連盟レースカレンダー	-----12

1、継続・新規登録方法、および諸費用について

登録条件

全日本実業団自転車競技連盟（以下：実車連）への登録は「チーム単位」とする。
従って個人での登録は受け付けない。

- (1) チームの代表者は実業に従事していること。
- (2) 海外自転車連盟のライセンス保持者の登録も認めるが、JCFライセンス保持者がチーム内に2名以上いなければならない。
- (3) JCFライセンスカテゴリーの「ジュニア」、「ビギナー」と「外国車連登録者」のみのチームは登録出来ない。
- (4) UCIコンチネンタルおよびプロコンチネンタルチームは国内登録チームであれば認める。海外登録チームの場合でも日本国籍の競技者が2名以上所属していれば実車連への登録を認める。
- (5) 学連（日本学生自転車競技連盟）の選手はチームとして実業団に登録しなければ出場を認めない。
- (6) 高校生の選手は、学校で所属する自転車部が高体連（全国高等学校体育連盟自転車競技専門部）に加入していなければ、実業団に登録するチームに個人で加入して出場することが出来る。
- (7) 女子選手も原則として実業団登録チームに所属して出場しなければならないが、JCFライセンスを保持していれば「実業団未登録女子選手」として出場可能である。また学連・高体連女子選手も「実業団未登録女子選手」として出場することができる。

登録期間

平成21年（2009年）の登録期間は「2月3日（火）～2月20日（金） 当日消印有効」とする。

- (1) 外国籍競技者の登録は「4月末まで」とする。それ以降は一切認めない。
- (2) 国内競技者（日本国籍競技者）は、上記登録期間後の年度途中の登録を認める。チーム移籍による登録やポイントの移動等については「チーム移籍とポイント移動」の項を参照のこと。
- (3) JPCA登録のプロライセンス所持者は、登録地の欄に「JPCA」と明記のこと。

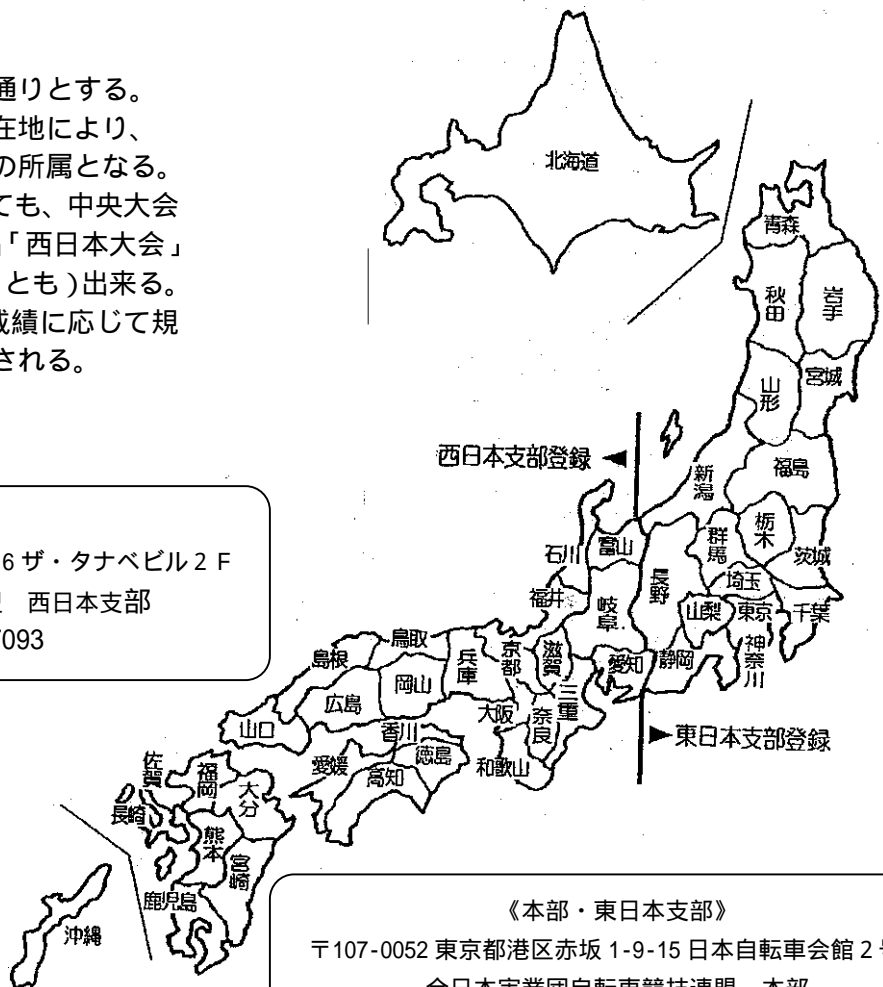
登録支部区分と出場範囲

チームの支部所属区分は以下の通りとする。

- (1) 加盟を希望するチームの所在地により、東日本・西日本支部それぞれの所属となる。
- (2) いずれの支部の所属であっても、中央大会の予選会である「東日本大会」「西日本大会」両方に出場（ロード、トラックとも）出来る。
- (3) それぞれの大会において、成績に応じて規定のポイントが選手には付与される。

《西日本支部》

〒541-0044 大阪市中央区伏見町 2-6-6 ザ・タナビル 2F
全日本実業団自転車競技連盟 西日本支部
電話 080-6140-7093

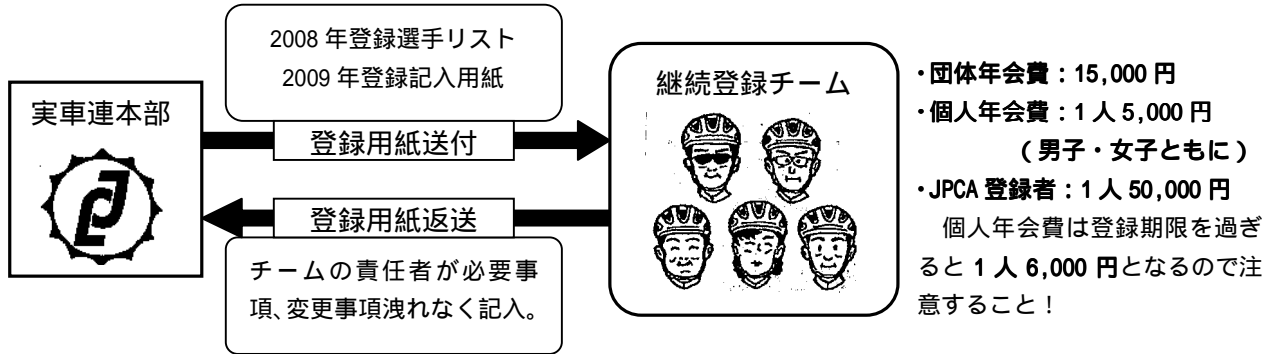


《本部・東日本支部》

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-15 日本自転車会館 2号館
全日本実業団自転車競技連盟 本部
電話 03-3588-1755 FAX 04-7189-0022

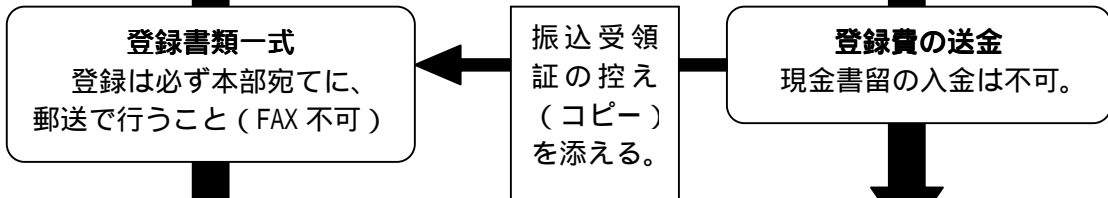
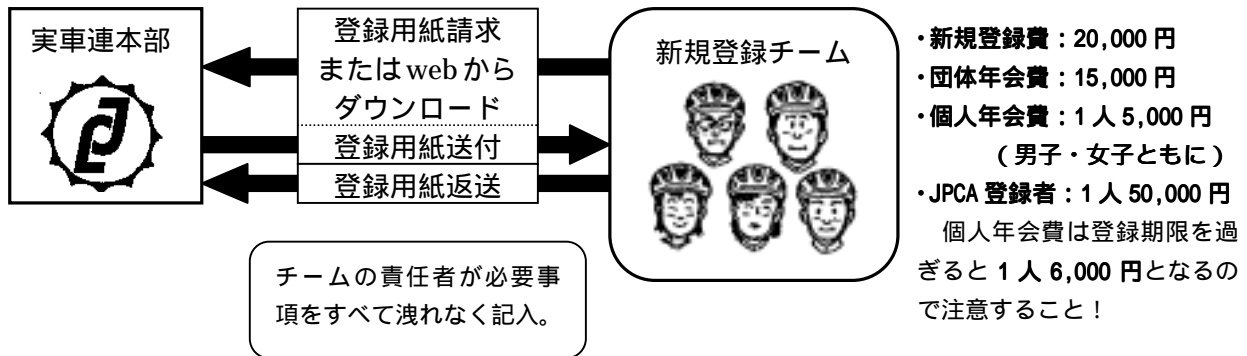
【継続登録チームの場合】

前年度、実車連に加盟しており、2009年も引き続き登録加盟するチーム



【新規登録チームの場合】

本年度、新規に実車連登録を行うチーム。初年度のみ「新規登録費」が必要となる。
JCFライセンス保持者2名以上を加盟の条件とする。



《本部・東日本支部》
〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-15 日本自転車会館 2号館
全日本実業団自転車競技連盟 本部
電話 03-3588-1755 FAX 04-7189-0022

《郵便振替口座》
口座番号：00150-7-729977
口座名義：全日本実業団自転車競技連盟
振替用紙の「通信欄」にチーム名と
継続もしくは新規登録とメモを記入すること。

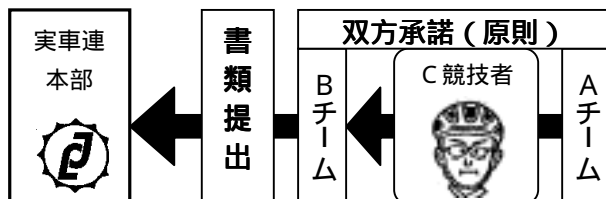
JCFライセンスを各都道府県に申請中で選手登録される場合は「申請中」として登録書類を提出し、後日ライセンス発行時、速やかに実車連本部まで「ライセンス番号」を知らせること。
登録期間内受付対象は「2月20日到着分」までとするので、遅れないように注意すること。
本部よりチームへの各種連絡にはEメールを使用するため、必ずチーム登録の際には代表者のEメールアドレスを記入すること(携帯メールなど、字数制限等があるアドレスは記入しないこと)。
チーム登録は、上記のとおり「申請用紙による郵送のみ」のみの受付です。
各大会の申込みは、ロードレース・トラックレースともに実車連ホームページからエントリー入力後、参加料は郵便振込で締切り期日までに送金。詳細は実車連ホームページをご参照下さい。

競技者のチーム移籍とポイントの移動

実車連チーム登録競技者の移籍は自由に認めるが、必ず「選手移籍承認申請書」を提出すること。

- (1) 競技者のチーム移籍については、必ず双方の「チーム責任者(チーム代表者)」が申請用紙に署名捺印し、実車連本部に提出すること。
- (2) 移籍の届出は、新しく移籍したチームの責任者(代表者)が実車連本部に対し行うものとする。
- (3) 本年度全カテゴリーの全選手がポイントゼロからスタートするため、登録期間内の移籍であっても、前年度のポイントを付与しない。
- (4) 登録期間を過ぎた移籍の場合、この後に記す CycleRoadRaceTour2009 登録選手(TR)は、移籍先でポイントがゼロからのスタートとなるが、チームポイントは移籍前のチームに残る。BR-1、ER、FR 登録選手は、個人ポイント持って移籍出来るが、チームポイントは移籍前のチームに残る。
- (5) シーズン中に TR 登録 BR-1 登録の移動は出来ない。

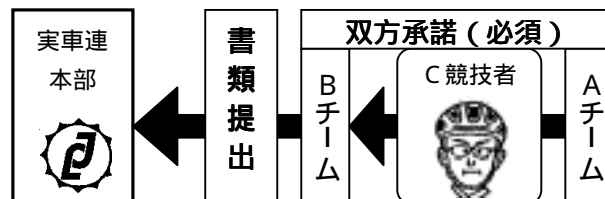
登録期間内に移籍の場合(全選手)



移籍の際は、双方のチームから承諾をうけて、選手移籍承認申請書を提出することで移籍を認める。

移籍書類が揃わない場合、受け入れ先のチームが申請用紙の「移籍承認チーム名」欄に未承諾と記入することで移籍を認めるが、トラブル防止のためチーム間で責任を持って移籍選手の管理を行うこと。

登録期間後に移籍の場合(TR)



年度の途中の移籍は必ず双方の承諾を得てから移籍する。双方が承諾しない場合、2009年度実車連大会へ参加出来ない。書類が事務局に到着し、移籍作業が完了するまで、移籍は成立せず、完了前にレースエントリーを行った場合、移籍前のチームでの出走となる。

チームジャージの登録申請

実車連への「チームジャージ」の登録は、継続登録の場合(チームジャージ変更ない場合)も必ず行う。

【前年度からデザインの変更がない継続チームのジャージ登録方法】

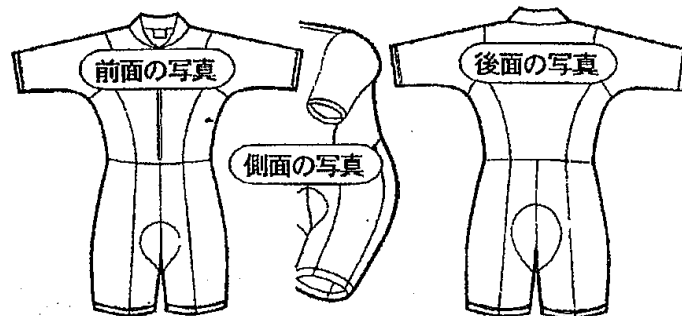
団体加盟申込書のジャージ届出欄の「変更無」にチェックをする

【新規登録及びデザインの変更があった継続チーム】

登録期間中にメールにて、データを送付するか、

登録申込書類の郵送と同時にCDかFDの記憶媒体で本部まで郵送する。(MOは非対応)

写真は、チームジャージの正面・背面・側面(右・左いずれの片側)のカラー写真をデジタルデータに変換して送付、郵送する(JPG、GIFファイルいずれも可)



- (1) 基本的には1つのチームで1種類のジャージを登録し、実業団の各大会で1チーム・1種類のジャージを統一して着用する。ただし、ワンピースのようにトラック競技だけでしか着ない可能性のあるジャージに関しては、特例として多少のデザインの違いがあっても登録を同時に認めている。そのかわり、1つの大会で1チームに2種類のジャージがある状況にならないように注意すること(TTなどでは、ワンピースジャージを着ることもあるため)。
- (2) チームジャージのデザインを新バージョン等に変更する場合は、実業団大会に出場する選手に変更する方のジャージが行き渡るように手配したうえで、ジャージの変更登録を事務局へ速やかに申請する。新旧ジャージが混ざった状態での出走は不可とする。

各実車連大会の表彰について

- (1) ロードレースは、主催大会での賞金は付与するが、メダルの付与は「輪翔旗ロード」のみとする。
- (2) トラックレースは、東西トラックでは賞金を付与しないがメダルは付与する。なお、「全日本トラック選手権」では賞金・メダルを付与する。
- (3) 賞状は、開催するすべての大会(ロード・トラック)において用意する。

年間チーム登録と選手登録費用

- (1) 「継続登録および新規登録のながれ」の項でも記載されているが、2009年の登録費用は以下のとおり。
- ・ 新規登録費：20,000円（新規でチーム登録した初年度のみ、次年度からは不要）
 - ・ 団体登録費：15,000円（1チームにつき）
 - ・ 選手年会費：（すべて選手1人につき）
 - 5,000円（2009年の登録受付期限内の場合）
 - 6,000円（2009年の登録期限を過ぎた場合）
 - 50,000円（JPCAライセンス登録選手）
 - ・ Japan Cycle Road Race Tour2009 登録費：10,000円（1人につき：JPCA登録者は無料）
- 実車連登録選手は、2009年度有効のJCFライセンス所持者で、2009年度も継続してライセンスの申請をすること（申請中も可）。チーム代表者でレースに出場予定のない方はこれに準じないが、1チーム内に2人以上のJCFライセンス所持者が必須。
- そのため新規登録チームでは、2名選手登録するとして最低45,000円かかることになる。
- (2) 「実業団チームグランプリ（Jグランプリ）2009」および「女子サイクルロードレース・ジャパンツアー（Jフェミニン）2009」には別途、登録費の必要はなく、自動的に対象選手となる。

2、2009年度カテゴリーについて

カテゴリー区分、および昇格・降格基準（ロード種目対象）

今年度よりカテゴリーの再編成を行う。新カテゴリー区分は以下の通り

- (1) TR (Tour Racer) カテゴリー
旧カテゴリー区分でBR-1、BR-2となった選手で、Japan Cycle Road Race Tour2009 登録した選手
- (2) BR-1 (Businessman Racer) カテゴリー
旧カテゴリー区分でBR-1、BR-2となった選手で、Japan Cycle Road Race Tour2009 登録しない選手
- (3) ER (Entry Racer) カテゴリー
旧カテゴリー区分でBR-3となった選手
- 旧カテゴリー区分昇降格
- 【BR-1】・2008年のBR-1のうち1位から224位まで 226名（獲得ポイント30点までの選手）
 - ・2008年のBR-2の1～29位=30名
 - 【BR-2】・2008年のBR-1のうち227位以下の選手（獲得ポイント29点以下の選手）
 - ・2008年のBR-2のうち1位から229位まで 201名（獲得ポイント55点までの選手）
 - ・2008年のBR-3の1～150位=150名
 - 【BR-3】・BR-1、BR-2に該当しない選手+2009年新規登録選手
- (4) FR (Feminine Racer) カテゴリー
年令に関係なく、JCFライセンスを保持する女子選手

特別昇格について

新規学卒者および外国籍、前年度実業団の実績のない競技者は、出来るだけ最新の成績等をもって各カテゴリーへの申請が可能である。その際には「昇格・降格申請書」にてチーム代表者（責任者）より届出すること。申請後、審議した結果はチーム代表者に連絡する。

昇格についてはER選手のみ、各レースで優勝した選手の場合、BR-1カテゴリーへ「強制昇格」、2～3位になった選手は「自己申告昇格」する。対象となる優勝および2～3位の選手は、各レースの賞金受け取りの際に監督が申告することで、次回の大会からBR-1カテゴリーでの出走が可能となる。ただし即時のレースの場合、運営の都合上、プログラムやゼッケンに反映されていない場合があるが、その際は監督会議にて事務局が変更を報告する。

学連所属選手は原則BR-1登録とするが、登録期間中にJapan Cycle Road Race Tour2009への登録を希望した場合チーム単位で登録することでTR登録をすることができる。

他種目の特別昇格基準について <いづれも、申請年度にそのクラスであることを条件とする。>

他種目（マウンテンバイク、シクロクロス）で世界選手権代表、五輪代表、ワールドカップ出場、全日本選手権3位以内、マウンテンバイクのJシリーズ「エリート」選手、シクロクロスのAJOC認定カテゴリー「C1（カテゴリー1）」選手は申請することでBR-1登録及びチーム単位でのTR登録を可能とする。

3、ランキングポイント

個人総合ランキングポイントの設定

大会グレードを加味し、以下の設定でロードおよびトラック大会終了後に競技者の順位に応じ付与する。

< 総合ランキング：設定カテゴリー >

- * TR : ロード、チーム・個人総合ランキング (Japan Cycle Road Race Tour2009)
- * BR - 1、ER : ロード、チーム・個人総合ランキング (Jグランプリ 2009)
- * 女子 : ロード個人総合ランキング (Jフェミニン 2009)
- * トラック (男子): 個人総合ランキング・チーム総合ランキング

1、大会別ランク (グレード)

< ロードレース (TRカテゴリー) >

- ・ Aランク: 経済産業大臣旗全日本実業団対抗サイクルロードレース大会・ツールド熊野
- ・ Bランク: 東西サイクルロードレース大会
- ・ Cランク: AおよびBランク対象大会を除く年度内の実業団サイクルロードレース

< ロードレース (BR - 1、ERカテゴリー) >

- ・ Aランク: 全日本サイクルロードレース大会
- ・ Bランク: 東西サイクルロードレース大会
- ・ Cランク: AおよびBランク対象大会を除く年度内の実業団サイクルロードレース (普及大会除く)
- ・ Dランク: 年度内の実業団普及大会ロードレース

< トラックレース >

- ・ Aランク: 全日本実業団選手権大会
 - ・ Bランク: 東西大会、記録会
- チーム総合ランキングのポイントは、決勝に出走した選手に付与する

< ポイント補足事項 >

(1) 集団の判定

- ・ 各カテゴリー30位に該当する選手は、集団ゴールの場合全員に30位のポイントを付与する
- ・ 上記判定は各大会のチーフコミッサーが認定する

(2) 完走点

原則としてUCIルールの5%ルールを適用する。

(3) 参加点

- ・ 出走サイン表にサインをした選手には、全員1ポイントずつ付与する
- ・ 但し、ステージレースでは各ステージにではなく1大会に1ポイントのみの付与となる

2、ポイント付与の方法

< TR >

- ・ 2008年に獲得した個人ポイントは、2009年に持ち越せない。全員0ポイントよりスタートとなる。
- ・ ポイントの付与は「Japan Cycle Road Race Tour2009ポイント」表に準ずる。
- ・ 詳細は「Japan Cycle Road Race Tour2009の設定」項を参照。

< BR - 1、ER >

- ・ 2008年に獲得した個人ポイントは、2009年に持ち越せない。全員0ポイントよりスタートとなる。
- ・ 年度の途中でERからBR - 1に昇格した選手はポイントを持って昇格となる。
- ・ 個人総合ランキングはBR - 1とERは2つの表に分けてランキング表示・集計される。
- ・ 詳細は「Jグランプリの設定」項を参照

< 女子 >

- ・ 2008年に獲得した個人ポイントは、2009年に持ち越せない。全員0ポイントよりスタートとなる。
- ・ ポイントの付与は「Jフェミニン用ポイント」表に準ずる。
- ・ 詳細は「Jフェミニンの設定」項を参照。

Japan Cycle Road Race Tour2009 の設定

- (1) 本年度より個人登録からチーム登録へ移行する
- (2) TRカテゴリーのある年間13大会(予定)全てを対象とする。
- (3) 年度登録の期間内に希望するチームは、「1人1万円(JPCA登録者は無料)」のJapan Cycle Road Race Tour2009(以下「Jサイクルツアー」)参戦登録料を支払う。
- (4) 登録可能選手・・・2009年カテゴリー区分において、BR-1/BR-2となった全選手
- (5) 登録可能人数・・・1チーム最小4名、最大16名まで
- (6) 参加可能大会・・・「TR」カテゴリーのレースのみ
(「BR」カテゴリーや普及大会などには参加できない)
- (7) 出走可能人数・・・登録選手の範囲内とし、出走4名以上でチームポイントを付与する。
3名以下の場合個人ポイントは有効になるが、チームポイント付与しない。
またコンチネンタル登録チームは1大会8名までとする。
- (8) 補欠・・・大会エントリーをしなかった登録選手全員が補欠選手となり、大会の監督会議にて申告すれば、エントリー数内で変更を認める。
- (9) 移動、移籍・・・TR登録は年初のみとし、登録した選手はシーズン中の移籍は認めるが、その際獲得したポイントは持っていけない。
- (10) 参加チーム数・・・参加チーム数はレースレベル保持の観点から最大で20チームとする。同じチームで2チーム登録することはできない。2チームの登録を希望する場合は、新たに新規登録チームを作る必要があり、チーム名、ジャージなども一新しなければならない。また若手育成やチーム内での競技レベル分離などを目的にTR登録選手とBR-1・ER登録選手の完全分離を希望するチームもどちらかを新規登録チームとして扱い、チーム名やジャージなども一新しなければならない。
- (11) 2009年度登録優先権・・・2009年度のJサイクルツアー登録希望チームが20チームを超えた場合、コンチネンタルチームを最優先し、次に2008年度のBR-1チームランキングの上位チームを優先する。
- (12) 2009年度チームランキング上位チームはシードとして無条件で2010年度の参加が可能とし、下位チームと新規Jサイクルツアー登録希望チームは入れ替え戦を行う。シードの範囲などは本年度経過加味して判断し、シーズン中に通知する。
- (13) チームの出場義務・・・対象レースの30%以上(端数切り上げ)1人も出走させなかったチームは表彰の対象外とし、次年度入れ替えの対象となる
- (14) 表彰(最終)・・・

団体総合	1～3位	全レース対象とし、各レース上位3名のポイント合計から算出
個人総合	1～6位	全レースのポイント合計から算出
新人賞(U26)	1～3位	個人総合ランキングで満25歳以下の選手のみが対象 2009年度26歳になる選手は対象外
最優秀クラブチーム賞		コンチネンタル登録以外で最上位のチーム
- (15) 表彰(每大会)・・・

大会別表彰	1～6位
Jサイクルツアー団体総合	1位
Jサイクルツアー個人総合	1位
その他、各大会に設定がある山岳賞や周回賞など	
- (16) 固定ゼッケン・・・

ボディーゼッケン(2枚1組)	フレームプレート(1枚)	で全チームに貸与する。
各チームの責任に於いて保管・管理し、Jサイクルツアー対象レースに参加する場合必ず着用・		
固定すること。改変も禁止する。大会参加の際、貸与したゼッケンやフレームプレートを忘れた者紛失した者は出走することは出来ない。但し、ペナルティ(5千円)を払うことにより出走を許可する場合もある。		
固定ゼッケンの再交付を希望する場合(支給したプレートがやむを得ない事情により使用不能の状態になった等)は、速やかにその旨を事務局に申し出ること。		
支給したゼッケン、プレートを返却することで引き替えに再交付する。		
- (17) 登録メリット・・・登録全チームに全日本(輪翔旗)ロード出場権。
ツールド熊野(UCIレース)出場権。但し、1チーム6名以上登録のチームのみ。
- (18) 上位優遇措置・・・

チームカーが入ることが可能な大会において、許可書を発行。
駐車場優先権(大会毎に設定)
個人総合ランキング1～10位の選手は最前列でのスタート

(19) 個人ポイント表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位~	14位~	21位~	DNF
Aランク	200	160	140	120	100	80	60	40	30	20	10	0
Bランク	150	120	105	90	75	60	45	30	20	15	5	0
Cランク	100	80	70	60	50	40	30	20	15	10	5	0

(20) 個人総合1位・・・「ルビーレッドジャージ」の着用を義務付ける。

各レースで1位対象者が同点だった場合の「ルビーレッドジャージ」着用権利者の決め方

各レース結果により、1位が同点だった場合は、追い付いた選手を優先する

最終個人総合順位で、同点の順位が出た場合の順位の決め方 番号は順位の決め方の優先順位

レースの中で優勝回数の多い選手を優先する。

追い付いた選手を優先する。

(21) 団体総合・・・個人ポイントの各レース上位3名の合計をチームポイントとする

各レースで総合1位チームが同点だった場合1位の決め方

その大会でもっとも成績上位選手がいるチームを優先とする。

最終個人総合順位で、同点の順位が出た場合の順位の決め方 番号は順位の決め方の優先

優勝回数の多いチームを優先する。

追い付いたチームを優先する。

(22) ステージレース・・・美麻・宮田大会...2日大会の為、2日間の総合順位からポイントを配点

ツールド熊野...3日大会の為、3日間の総合順位からポイントを配点

登録選手以外の選手の順位に関しては「空位」として扱う。

(23) 梅池TT・・・個人TTのため、個人ポイントのみ付与し、チームポイントは付与しない。

Ｊグランプリ（実業団チームグランプリ）2009の設定

(1) B R - 1とE Rの普及大会含めた全大会を対象とし、各レースに出た個人成績に基づき、各チームの上位5名のポイントを集計、ランキング表を作成する。

(2) Jグランプリ2009はB R - 1・E Rの選手が自動的に対象選手となる。

Jフェミニン（女子サイクルロードレース・ジャパンツアー）2009の設定

(1) Jフェミニンでランキング対象となるのは実業団登録チームに所属する女子選手のみとし、未登録チーム所属の女子選手は実業団レースに出場は出来るがランキングの対象外となり、各レース順位を「空位扱い」にしてランキングを算出する。

(2) Jフェミニンは「個人ランキング」を算出しランキング表を作成する。

個人ランキングは普及大会含めた全大会を対象とし、各レースに出た個人成績に基づきポイントを集計。チームランキングは今年度実施しない。

(3) 各大会で、その時点でJフェミニン個人ポイント1位選手には表彰式にてポイントリーダージャージを与える。これを与えられた選手は、必ず各実車連大会で着用すること。

(4) Jフェミニン2009はチーム登録時点で女子選手が自動的に対象選手となる。

Jグランプリ・Jフェミニン 個人ポイント表（共通）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11~20位	21~30位	完走点	参加点
Aランク	300	240	210	170	150	140	130	120	110	100	80	60	40	1
Bランク	200	160	140	110	100	90	80	70	60	50	40	35	30	1
Cランク	150	120	100	80	80	70	60	60	50	40	30	25	20	1
Dランク	80	70	60	50	40	35	30	30	25	25	20	15	8	1

他大会への実車連チーム出場推薦

他のレース主催団体から実車連所属チームに対し推薦要請があった場合は、必要に応じ以下のように決定し、主催者に通知し、推薦チームにはチーム代表者に連絡のうえ、ホームページ上で出場決定チーム名を発表する。なお、参加に対する諸費用については、実車連での負担は行わない。

- (1) 主催者から申請があった場合、その大会の参加申込締切時点での「Japan Cycle Road Race Tour2009 チーム総合ランキング上位」から順次行う
- (2) 推薦したチームが、何らかの理由で出場を辞退した場合は、次位のチームを繰り上げ推薦する。次位チームも辞退した場合は次々チームとし、以下同様に繰り上げ推薦を行う。

<2009年推薦予定の対象大会>

ツール・ド・熊野

(Jサイクルツアー登録全チームが推薦対象。但し、6名以上で登録しているチームに限る。)

ツール・ド・北海道、ツアー・オブ・ジャパン など

4、ペナルティー（罰則）金の支払い、抗議申し出について

JCFライセンス忘れおよび、出走サイン忘れのペナルティー支払いについて

- (1) 基本的に各レースで発生したペナルティーは、その場で徴収をする。
JCFライセンス忘れは、受付で本人もしくは所属チームより事務局が徴収する(ペナルティは3千円)。
出走サイン忘れは、レース終了後に受付もしくは本部で事務局が徴収する(ペナルティは3千円)。
- (2) 「(1)」の支払いを拒否した場合には、基本的には以下処置をする。
JCFライセンス忘れペナルティー支払い拒否は、そのレースの出走を認めない。
出走サイン忘れペナルティー支払い拒否は、今後一切認めない。
- (3) 各レースで発生したすべてのペナルティーについては、一覧化して各レース会場受付に掲示する。掲示された対象選手は、その場で以前レース分ペナルティー料の支払いを受付でおこなうこと。支払いに応じない場合はレース出走を認めない(支払いが完了するまで出走出来ないこととする)。
- (4) 最終戦まで支払いのなかった分については、該当選手の所属チーム宛てにペナルティー支払いの督促を事務局よりおこなう。応じない場合は、次年度の実業団登録を認めない。

レースでの抗議申し出方法の統一について

- (1) 各レースで抗議のある場合は、必ずチームの代表者(その場にチームの代表者がいない場合は、代理を立てても可)より、抗議内容を文書(書式は自由)にして、各レースの審判長もしくは競技委員長に提出をする。その際に抗議供託金として「3千円」を添えること。
- (2) 抗議が受理され通った場合は、供託金は全額返却される。
抗議が通らなかった場合は、供託金は全額没収となる。
- (3) なお、所属チームを通さない「個人」からの抗議は一切受け付けない。

5、大会参加料

2008年の大会参加料から変更はなし。

1、実業団主催事業(大会): 1人につきの参加料

- ・ 実業団登録男子 5,000円
- ・ 実業団登録女子選手(JCFライセンス所持選手) 2,000円
- ・ 実業団未登録女子選手(JCFライセンス所持選手) 3,000円

参加料は選手大会保険料を含む。参加賞や昼食(弁当)は原則ありません。

2、共催、後援事業(大会): 1人につきの参加料

大会主催者との協議により決定。チーム戦は別に定めるので、大会毎の要項を参照のこと。
尚、申込方法はエントリーシステムを使用できないこともある。

全日本実業団自転車競技連盟著作権取扱規則

(制定 平成21年1月24日)

(施行 平成21年3月1日)

第1条(目的)

この規則は、写真や動画、レポートの著作権等、伝統的に実業団登録チームに所属するとされてきた権利は維持することを前提とした上で、全日本実業団自転車競技連盟(以下「実車連」という。)の業務の一環として確保した映像やレポート等の著作物および著作者から著作権を実業団に譲渡する申し出のあったもので、実車連の知的財産として蓄積して活用するのに適した著作物に権利の取扱いについて規定し、もって実車連における自転車競技啓蒙活動を促進、これを社会へ還元することを目的とする。

第2条(実車連が著作者となる著作物)

実車連の事務局が、業務の一環として作成した著作物で、実車連又は実車連内の組織名義の下に公表するものの著作者は、その作成時に特約のない限り実車連とする。

実車連の事務局の許可した報道関係者、広報委員、登録チームスタッフ等が業務の一環として作成した著作物の著作者は、その作成時に特約のない限り実車連とする。

第3条(実車連に著作権が帰属する著作物)

次の著作物に関する財産的権利である著作権は、実車連に帰属する。

1. 前条各項の著作物
2. 著作者が著作権を実車連に譲渡することを申し出た著作物
3. 実車連が契約当事者との契約に基づき、著作権が実車連に帰属するものとされた著作物
4. レースを指定し、そのレースでの写真等の著作権が実車連に帰属することを条件として事務局から許可を受け撮影や著作した著作物(対象選手が規定のユニフォームを着用している間を対象)

前項2号から4号の場合には、著作者人格権は著作者に帰属する。

第4条(実車連が許諾契約等を行なう著作物)

前条の外、レースの映像などを記録した著作物の実車連外への利用許諾又は譲渡については、実車連と著作者との間で特段の定めのない限り、実車連がその契約を行なう。

第5条(著作権の届出)

著作者は、前2条に該当する著作物が生じた場合、所定の書式によって速やかに事務局に届けなければならない。

第6条(著作権の管理)

事務局長は、前条に基づき届出のあった著作権について、責任を持って管理を行い、その管理情報をインターネット上で公開するものとする。著作権の対象となる著作物については、原則としてその電子的複製を保存管理するものとする

第7条(運営委員会への報告)

事務局長は、著作権の取得・管理・許諾等の状況について、定期的に実車連運営委員会に報告するものとする。

第8条(著作者の協力)

著作者は、事務局長の要請に応じ著作権の管理・許諾・譲渡等に関して必要な情報を提供し、協力するものとする。

第9条(費用の負担)

著作権の管理・許諾・譲渡等に伴う諸費用は、実車連の負担とする。

第10条（対価の分配）

著作権の許諾・譲渡により収入を得た場合には、その管理・許諾・譲渡等に要した諸費用を除き分配する。

分配は、著作者、その著作者が所属する会社等及び実車連に対して別に定める基準に基づき分配する。

対価を受ける権利は、著作者が実車連を退職した後も存続する。ただし、著作者又は承継人が、実車連に対して、対価の支払い先を特定するために必要な所定の事項を届けなかった場合はこの限りでない。

第11条（著作物の利用）

個人的な利用に関しては、事務局長が許可した媒体を除きあくまでも第三者が閲覧可能な環境に流用されない、または営利的な目的で利用されないという前提において、表示、複製、印刷などは認めるが、改変などは認められない。また個人的な使用であっても著作権等に関するあらゆる表示を削除してはならない。

また上記以外に該当する利用に関しては予め書面によって申請をし、事務局長の正式な許可を取った後でのみ、再利用し、複製し、再配布出来る。ただし、あくまでも利用者の誤解を受けるような使用方法は禁止する。

第12条（規則の改廃）

この規則の改廃は、事務局長の発議に基づき、実車連運営委員会の議を経て理事会が決定する。